

のだということになって、全体をそういうふうに一すれば、ずいぶんすっきりしてくる。船員保険や厚生年金のようなものと、これらとの区別も若干それによってなくなってくるということであるが、そういう問題も検討の必要があると思うのですが、いかがですか。

○和田(正)政府委員 共済制度全体として総合性を発揮するという意味では、私も自身でもそういう検討をあるいはすることが必要になるかも知れませんが、御承知のように、国家公務員の共済制度及び地方公務員共済制度は、私も直接所管をいたしておりませんので、それぞれの所管庁の研究と相互に連絡をとりながら、全体のバランスを考えてまいるといふ立場でもございませうから、いま御指摘のようなことを直接に私も数字的に計算をいたしてはおらないわけでもございませう。

○湯山委員 その御答弁は了解せざるを得ないと思ひますけれども、こういふ問題は、局長が御答弁になつておる通りに、他の制度とのバランスというところが非常に強く押し出されておるし、それが一つは、この制度をよくしていく障害になつておるといふことはお認めになられると思ひます。そうすれば、検討する立場にないからということ、いいほうにはそういう立場でこれを回避されて、悪くするほうの場合にはバランス、バランスと言われるのじゃ、これは全く何局長かわからない。これは私は御答弁としてはわかりませうけれども、内容ははなはだ不満なので、もしそらだとすれば、そういう衝にある大蔵省なりあるいはそれを担当する責任者に御出席願つて、いまのようなことをお尋ねしなければならぬと思ひますから、このことについてはひとつ留保いたしますから、質問の今後の状況その他によつて、そういう機会をお与えたいだきと思ひます。——それじゃ御了解をいたされたかと思ひます。通算の問題は一応これ一段落いたしましたので、次は、既裁定年金の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

今度既裁定年金についての最低保障等についての改定がございました。そこで、要点だけお尋ねいたしますが、現在出されている政府案によれば、組合員期間二十年という制限がついております。その理由はどこにあるか、ひとつ伺いたしたいと思います。

○和田(正)政府委員 御承知のように、昭和四十年でございましたか、厚生年金法の改正の機会に、これからやめます人についての最低保障額は、それぞれ退職年金、障害年金、遺族年金で相当額引き上げられておるわけでもございませうが、それが既裁定に及んでおるわけでもございませうが、今回、既裁定年金につきましても、ごく低額の人たちについて改定を加えることとして、現行法の改善をはかつていきたいという趣旨で、いろいろ検討をいたしたわけでもございませうが、二十年という期限を置きましては、やはりこの共済制度が横に制度としてのバランスをとることも必要がございませうので、私学あるいは旧令共済組合、旧軍人恩給等とのバランスを考慮いたしまして、二十年という条件を設定いたしましたわけでもございませう。やはり最低額を保障いたすにつきましても、勤務年限のある程度長い者に特に優遇をしますと申しますか、改善措置の重点を置くという趣旨でもございませう。いずれにしても、国の制度としてのバランス論が一番重点になつておるわけでもございませう。

○湯山委員 これもバランス論になつてくるので、はなはだ立ち入つてお尋ねはしにくいのですが、地方公務員、国家公務員についてはそういう制限がございませうか。

○和田(正)政府委員 これは現在政府として国会に提案をしております法案で、二十年以上の者について六万、三万という規定の新設をする法案を提出いたしておるわけでもございませう。同じ国会に政府として似たような法案を提出いたすわけでもございませうから、その平仄を合わせると申しますか、バランスをとつて、二十年という制限をつけて提案をいたしておる次第でもございませう。

恩給法の場合十七年ですね。これは十七年ですか、二十年ですか。

○和田(正)政府委員 いま私ことばが足りませんが、この年金では、御承知のとおり、退職年金の支給を受けます最低の勤務年限が二十年でございませう。旧恩給法の時代につきましては、御承知のように十七年になっておりましたが、その年金の支払いが開始される最低の年限が二十年、十七年というふうには違ふことはございませうが、それぞれの制度の最低年限に合わせて条件をつける、そういう形で両案のバランスをとつたわけでもございませう。

○湯山委員 そこでまた、昨日のところへ返るわけですが、そういうところにも、差別と申しますか、この年金よりも公務員関係のほうが有利になつておるといふ条件もあるわけですから、バランスといへば、そういうことも考慮に入れる必要があるといふことだけ、ここでは指摘するにとどめませう。

そこで、問題になりますのは、二十年の制限が障害年金にまで及ぶといふことは、障害年金にはそういう二十年という条件は制度としてはないはずで、にもかかわらず、それにも及ぶといふことは不合理だと思ひます。これは局長も率直にすぐお認めになられると思ひますが、いかがですか。

○和田(正)政府委員 二十年という農林年金における最低勤務年限と、旧恩給法の時代における十七年と、すでに年限の差があるという点は、御指摘のとおりでございませう。また障害年金につきましても、なるべく長く勤務した者を優遇するといふ趣旨であるとは申せ、二十年という制限を障害年金の最低保障のすべてに付しますことにつきましても、いろいろ問題がありますことは御指摘のとおりでございませうので、私もともども、今後そういう点につきましても、一そう検討を重ねて、できるだけ改善をしていきたいといふふうに考えておるわけでもございませう。

○湯山委員 ただいまの御答弁はそれでけっこうだと思ひます。

そこで、次に遺族年金ですけれども、三万円という遺族年金で、一体遺族が生活できるかどうか、これはどうお考えですか。

○和田(正)政府委員 遺族年金は、一般論として申し上げますれば、退職年金の額の二分の一というのが一般的な制度でございませうが、退職年金の最低保障を六万といたしたと、三万ということは、一応金額的にはそういう平仄を合わせたものとして御提案を申し上げておるわけでもございませう。元来これはたまたま論になつて、私も議論をこの席でいたすつもりはございませうが、各種の共済制度で年金等のものを考えます場合に、やはりそれだけで生活の保障をするという制度であるかどうかといふことは、この種の社会保障制度全体としてのたまたま論から考えまして、いろいろ問題点のあることは、先生もすでに御承知のとおりでございませう。遺族年金の三万円というの、これで食つていける最低の数字であるといふふうには私も考えておりませうし、また制度でそういう生活の保障をぎりぎりのところまでしなればいけないといふものでもないといふふうには私は考えておるわけでもございませう。

○湯山委員 いまの局長の御答弁ですと、遺族年金については、最低保障額をこういふふうりに設定をする必要はないのであつて、年金額の半分といふのがたまたまだといふそのままでいいわけじゃないですか。障害年金なり退職年金の最低保障額があるわけですから、その半分の当然三万円だからあたりまえだといふことなら、あえてこれを立てる必要はないと思ひますが、その点はいかがですか。

○和田(正)政府委員 御承知のように、昭和四十年でございましたか、厚生年金の改正とあわせて、農林年金のほうの最低保障も現在改正をされております。遺族年金の最低保障は、退職年金なら退職年金の半分といふふうには言つておりませうが、新法では遺族年金の最低保障額が六万七千二百円でございませうか、そういう最低保障をいたしておるわけでもございませう。

農林漁業団体職員共済組合法(以下「旧法」といふ)第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、「改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」といふ)」「これこれの例による」ということをごさいます。この新法と申しますのは、今回の改正が成立をいたしました場合に改められたものが新法でございます。その改められる前、だから現時点でいへば、現行法が旧法でございます。そういう意味の使い分けと申しますか、ことばの使い方を申し上げれば、先ほどお尋ねの三十九年から四十年の五月までの間というのは、現行法が適用されるわけでございますから、この法律でいう、ここでいう意味での旧法になるわけでございます。ただ、旧法期間と新法期間とを通算するとか、いろいろいわれまます場合の旧法というのは、三十九年改正前の旧法期間と新法期間の通算ということをおるわけでございます。だから旧法という意味によりまして、そのところが違ってくるので、ちよつとこんがらがって恐縮なんですけれども……

○湯山委員 いまの御説明、大体わかりました。そうすると、結論的にいへば、いま改正案として出されておるものが新法で、四十年五月改正の最低保障額の引き上げ、その時点までをまとめて旧法、いま出ている法律の文章ではこういう解釈でいいわけですね。

○小山説明員 この法律の中ではそうです。

○湯山委員 そうすると、三十九年の十月から本年五月までの最低保障額についても、これは当然旧法期間に入るから、この法律は適用されるのだ、新法適用の対象になる、いまの点はこういうことですね。

○小山説明員 その間に既裁定者になった者でございますか。

○湯山委員 もちろんそうです。

○小山説明員 それはこの規定の適用がございませぬ。

○湯山委員 それじゃいまの点もよくわかりました。

次にお尋ねいたしたいのは、スライドの問題です。スライド制については、ずいぶんいろいろ要望がございましたが、今回はただ原則だけが出されております。これは一体どういうふうに解釈したいのか。どういう場合にどういうことをしなければならぬのか。具体的にいへば、どういうことをさしておるのでしょうか。

○和田(正)政府委員 これは現在厚生年金法の二条の二にありますが規定と同趣旨の規定を織り込んで、すでに国会に二月十八日に提案をいたしました旧令共済組合法等の関係法律案の一部改正の中に、厚生年金法と同文章で載せてあるわけでありますが、具体的に変動が生じた場合にどうするかというところは、その変動の度合いに応じてそのつど検討して、具体的にきめて処置をしてみたい、そういう趣旨でございます。

○湯山委員 変動というものの内容はどういうふうになるわけですか。

○和田(正)政府委員 これは原則を法文として規定をいたしたわけでございますから、「変動が生じた場合」といふ、この変動をどう認識するかというところにつきましては、今後の事態に対応してそのつど具体的にきめ、それにあわせて給付内容その他について改善を加えていく、こういうことでございます。

○湯山委員 国家公務員、地方公務員の場合は、恩給法の改正等によって何回か改定が従来行なわれてきたが、三十四年ですか、この制度発足以後、そういう公務員の年金あるいは恩給は何回ぐらい改定されたか、どうなっておりますか。

○小山説明員 手元に資料を持っておりませんが、正確な回数を記憶しておりませんが、数回行なわれたように覚えております。

○湯山委員 その間農林年金は一回も行なわれていないのですか。

○小山説明員 農林年金につきましては、まだ一度も行なっておりません。

が行なわれておる。農林年金のほうは生まれたままで寝ころばせておつた。これは扱いとしては不公平な扱いということにはならないのでしょうか。

○小山説明員 国家公務員のほうの既裁定のベースアップは、いま先生御指摘のように、国家公務員のベースアップにスライドしてというほど厳密ではないと思ひますが、それとの均衡を考へて行なわれたように承知しております。国家公務員の既裁定のベースアップが行われた最近のものは、たしか昭和三十三年、六年のころのベースアップの分をやつとしまさばいてはいる段階にあるというふうに承知しております。

それで、農林年金の発足したのは昭和三十四年でございますけれども、この既裁定が出てきましたのは、ちよつとそのころで、そういう意味では必ずしも厳密な比較ができるということではないかもしれませんけれども、これから——いまと申しますか、これからと申しますか、ちよつと国家公務員のほうの既裁定のベースアップとのバランス上しなければならぬ時期に差しかかってきておるのではないだろうかというふうに私どもは承知しております。

○湯山委員 そうすると、それに伴って当然農林年金の既裁定も、いまのような条項が入つた以上は、対応してベースアップの改定が行なわれる、こういう意味の条文でしょうか。そうではないのでしょうか。そうだとたいへんな問題です……

○小山説明員 それだけを考へるとか、あるいはそれをまことに考へるといふ規定の表現には必ずしもなっていないと思ひますが、その考へるべき要素はかなり広く、国民の生活水準とかその他の諸事情という中には、物価というふうなこともございませぬけれども、これから農林漁業団体の現にいまいる人たちの給与のベースアップ、国家公務員でいへば、国家公務員のベースアップに比して既裁定の人たちを上げたというふうなことのバランスからいへば、農林漁業団体に現にいる職員の人たちのベースというふうなことも勘案すべき事情

がたくさんございませぬので、できるだけ早く、この規定が施行された際には、その具体的な方針を研究いたしまして、措置すべきものであるというふうな理解をいたしてあります。

○湯山委員 この制度発足以来七周年に物価あるいは賃金はどれくらい上昇しておるか、これは資料としてお持ちでしょうか。

○小山説明員 いま手元に正確な資料を持っておりませぬ。

○湯山委員 概略どれくらいですか。年平均五%と見ても三十%、三五%くらいに上がつてはいるはずですか。五%というふうなことでなくて、もつとずいぶん上がつていますから、それでいままでほつておつたというのは、私は怠慢じゃないかと思ひます。政務次官、どうでしょうか。

○飯谷政府委員 そういふ見方もあるかもしれませんが、あると思ひますが、今後の検討課題として考へていかねばいかぬと思ひます。

○湯山委員 政務次官のほうで課長よりも後退した答弁をなさつたのは困りますので、課長のほうは検討の時期にきておるとはつきり言つておられるのですから、政務次官は、そういうことじゃなくて、七年も五%も変動があるのをほつておつたのは怠慢だから、ひとつさつそくやります。こういう御答弁でなければならぬと思ひます。政務次官、もう一度ひとつやり直してください。

○飯谷政府委員 私は湯山先生の御意見を承して、そういうつもりで発言したのであります。そういうふうな今度は法改正も行なわれまますから、それに基づいて、当然前向きで善処しなければならぬ、それはもちろん当然であります。

○湯山委員 局長にお尋ねします。

局長は、一体どれくらいいふ——あなたはこの法律を提案した責任者ですから、事務的な担当の責任者ですから、どれくらいの変動があつた場合にベース改定を検討する、こういう案をお持ちでしようか。

に、厚生年金法等にございす規定と同趣旨の規定を提案いたしておるわけですが、いまの湯山委員の具体的なお尋ねについては、現在、厚生省を中心に関係各省の連絡会議で具体的なことは話し合いをいたしておりますが、先ほど来問題になっておりました既裁定年金の問題につきましては、昭和三十四年の消費者物価指数を一〇〇といたしまして、四十年度の上半期で一三八くらいの指数になっておるかと思っておりますので、それらを勘案をいたしまして、既裁定年金のベース改定の問題については、この法案が成立をいたしました施行の手続が進みましては、十分検討いたしまして、早期に具体化をする方向で努力をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○湯山委員 大きい方向としては了承できまされども、私は、もっと立ち入って、局長を含めて法案を提案した立場としては、これくらい考えている、人事院勧告は五割以上の変動があった場合ということだから、従来の恩給法が、大体普通のベース改定よりも一期おくれるか二期おくれるか、その程度で行なわれている。そうすれば、ここでいけば一三八になっているということならば、一〇〇なら一〇〇、五割なら五割。そうすると、今度秋やる場合には三分の二くらい一べんにやらなければならぬ、こういふことですね。これはいま局長がそう言ったから、そのとおりでできるかどうかは別として、そういう考えで臨むのだというものがなければ、何のためにこういふ改定をしたかわけがわからないので、ただおつき合いに改定をしたということではおつき合えないと思っております。これをひとつはつきりしていただきたい、こう思うわけですか。

○和田(正)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、またおしかりをいただくかもしませんが、各種の年金制度を所管しております関係省の間で連絡会議などを設置いたしましたし、相互の協調、連絡をはかって今日までまいっておりますわけでございますが、この規定による具体的な変動

の場合にどのように対処するかということ、やはり政府内部での統一意見として処理する以外に方法は無いと思っております。いまおまえの決心はどうかとおっしゃられますけれども、具体的な数字を云々申し上げることは差し控えていただきたいと思っております。

○湯山委員 すでにこの規定は、厚生年金、それから船員保険、国公、地公、そういうものに入っておりますはずで、そうすれば、この段階でまだどうするかわからないというよりなことが一体政府にあつていいのでしょうか。私は、むしろ厚生年金でこういふ規定を入れるときはこういふ腹だ、こういうものがなければならぬと思っております。それをいまこの年金の条項を適用するその段階で、いまから相談してということ、ばく然と何も出ていないというよりなことであつてはならないと思っております。今日までこれができて一年余になります。この規定が厚生年金に取り入れられて、その後一体どういふ検討がなされておつて、現在政府はどういふことをやっておるというよりなことを含めて、もっとしっかりと御答弁があるべきじゃないかと思っております。もう一度お尋ねいたします。

○和田(正)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、各省の連絡会議等いろいろ打ち合わせをいたしておりますが、現在、国民年金法の所管であります厚生省が中心になりまして、諸外国における立法例などを検討いたしまして、寄り原案を固めておる段階でありますので、それ以上のごことはこの際控えていただきたいと思っております。

○湯山委員 それはどういふ内容を検討しておるのですか。ということをおし上げるのは、ただそれが宣言規定に終わって、中身はどうでもよい、ただこういふ規定を入れることによって、組合員の非常に強い要望を一応なだめておくと、頭だけなのでおくと、いろいろなことに終わってはおられないと思っております。ところが、そういう心配も無いではない、そこで、私たちは、五割というものについて

も、根拠があつて、人事院勧告もそうだからというので五割という数字を入れておるわけですが、そうではなく、これは実質のあるものにするのだという御決意が見られない。これは非常に残念なこと、ひとつも少く、これこそ前向きな御答弁を願いたいと思っております。

○和田(正)政府委員 おことばでございますが、政府として提案をいたしておる以上は、この規定の趣旨に沿って改定の措置を具体的に講ずるの当然でございます。ただ頭をなでるためにだけ提案をいたしておるわけではございません。ただ、具体的な基準は何かとお尋ねがございすので、現在関係各省の間で外国の例などを調べつつ検討いたしておるので、具体的にいま湯山先生から五割という御提案もございすましたが、そのとおりいたしますか、そうではございせんとかいふことを、政府として責任を持ってお答え申し上げる段階にないということだけを申し上げておるわけでございます。

○湯山委員 各省で話しておる話し合いの結論は、いつごろ出る見込みですか。

○和田(正)政府委員 私どもとしては、厚生省その他関係各省と連絡をいたしながら、なるべく早く結論を出すという考え方でおります。

○湯山委員 その御答弁ははなはだ不満でございます。ただ、そういうことは厚生省でまとめてやっておるといふことですから、先刻通算について、やはり年金全体を統轄しておるところの政府委員を呼んでいただいで質問するところを、委員長が代理で会を進めておられたときに、お願いして御了承を得ておるのですが、いまの問題も、機会を得て、都合によれば担当者呼んで聞くようにおはからいをお願いしたいと思います。

○湯山委員 それではその次にお尋ねいたしますが、次の問題は在職支給の問題です。これについて、芳賀委員に対する局長の御答弁は、私はそばで聞いておつて、はなはだ心外千万であつた。と申しますのは、それは現在の組合員の中に、だつて、

一生つとめる人もあるというよりなことで、その区別は必要ないんだという御答弁であつた。そういうものではなくて、農事組合法人等については、一般の農協とか漁協とかにつとめておる人とは勤務の形態が違つておる。そういうことを考慮して、掛け捨てにならないようにしなければならぬ。これは前に改正のときにも、そのことは議論になつて、当然考えなければならぬということになつていたはずなんです。原則的に、農事組合法人等の組合員については、掛け捨てにならないような措置を講ずる必要があるかどうか、必要がないと思ひになるか、ここからひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 湯山先生外の御提案になつております法案に、在職退職年金制度の規定が主として農事法人の問題について含まれておること、私は、私も承知いたしております。芳賀委員からその問題についてお尋ねがございましたときに、私がお答え申し上げました趣旨は、農事年金制度は老齢年金制度ではなくて、退職という事態をとりえ年金を支給するという形になります。退職ということを一応たててまゝに年金を支給するということ、在職支給という形になります。退職という形になつたこと、この農事年金制度全体の中でやや異質な事情になるのではないであらうか、また、そういう共済制度全体をながめてみても、前例がないという意味において、なじまないもので、なお検討を要する問題だと私は考えております。御指摘のように、いまのままで掛け金が掛け捨てになる理由をあげて申しましたこと等からみても、やはり掛け捨てにならないようにするためにどのような措置が必要か、いろいろなことが考えられます。と思ひますが、それがいろいろ利害得失もございすので、十分検討いたしまして、できるだけ早い機会にこの問題についても具体的な結論を出したいというふうに、私としては考えておるわけでございます。

○湯山委員 そちらすると、確かに異質なものであることは私も認めております。異質なんだから、これは特別な配慮がなければできないことだということも、いま局長のおっしゃったとおりで、そうだからといって、いまもうすでに掛け金を掛けておるものをそのままにしておくという事は、これは国の政治のあり方として許されないことだと思ひます。そこで、具体的には、他の年金にはこういうのはないわけですから、バランスというやうな関係もありません。そうすれば、一体どういう方法でこういう掛け捨ての現象をなくしていくか、これだというものはなくとも、いろいろ御検討になつてゐる方向はおありになると思ひますので、それをこの際ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 いろいろな考え方があつて思ひますが、異質だということを知しながら、在職支給をするというやうな、湯山先生側で御提案になつておられますやうなものも一つの考え方でございます。それからもう一つは、農業法人の組合員と申しますか、メンバーであるというやうな形をとらえずに、それは実質的にはある意味では農業経営者という形でございますので、むしろ国民年金制度等の改善のうちにこの制度からはずしていくことも、一つの方法であらうかと思ひます。その他いろいろな考え方があり得るのではないかと、いろいろに思つておられますが、いま申しましたやうな二つの点の主たる考え方ではないかというふうに現段階では考へて、検討いたしておるわけでございます。

○湯山委員 これは強制適用で、しかもすでに掛け金を掛けておられます。ただ、いまのやうな掛け捨てという事象があるために、強制適用でありながら、実際には厳密に適用してない。したがつて、農事組合法人でありながら、この年金に加盟してないものがある。これは違法行為だと思ひます。これを黙認しなければならぬというやうな事象になつてゐる。このことも問題だと思ひますし、そういうものを一体何の必要があつてこれ

に加えたかということ考へてみますと、おそれるこの農事組合法人をこの年金の対象にするという事について、そういうことは全然検討しないで、ただ協同組合法等改正したときに、いつの間にか入つてきておつた、こういうことで、年金自体もあとで気がついてびっくりしたというか、これは困つたといつたやうな事象ではなかつたかと思ひますが、加えるときにそういう検討があつたかどうか、お聞きになつていらつしやしませんでしょうか。

○和田(正)政府委員 私の担当する前のことでございますので、詳細にはよくわかりませんが、いろいろ過去の書類その他を調べましても、御指摘のように、それらの点について十分検討ができておつたというふうには私には推測できない事情でございます。

○湯山委員 そういうことから考へれば、一方においては強制適用で掛け金を取られてゐる人もあつて、無視してそのまま恩典も受けなければ、その掛け金も掛けないという人もあつて、政府も生まれなくていい子供が生まれたやうなもので、当てもあつてゐる。これでは済まないことで、当然すみやかに、これについては、農林省独自で考へなければならぬ問題ですから、措置する必要があると思ひます。その場合に、いまお話しになつた二つの点ですが、国民年金にかぶせるといふ考へ方は、徴収の主体が違つておられますから、これには非常に問題があると思ひます。そこで、今度こそ農政局長の立場で御答弁願ひたいのは、むしろ農事組合法人の人たちの業態からいへば、性格としては農民年金の性格のものだと思ひます。そこで、いま離農の問題、構造改善の問題、あるいは事業団の問題等出ている段階ですから、すみやかにこれに対する処理は処理として、将来農民年金というやうなものをここでつくつて、そうしてそれとこれらと同じやうな観点から一体的に制度化していく、こういう大きな見通しのもとに、とりあえずの問題はとりあえずの問題として処理して進めていくというかまゝが必要ではないかと

いうように思ひますが、その点はどうお考へでしょう。

○和田(正)政府委員 御質問の御趣旨が必ずしもよく理解をできなかったわけですが、私が先ほど、いま私の頭にあるものは何かとおっしゃれば、二つくらいのこと考へておられますと申し上げました。そのうちの後段で申し上げた国民年金制度との関係という事は、それを国民年金と切り離した農民年金というやうなものにするのか、国民年金の上へ付加的に、あるいは厚生年金における調整年金式に乗せをして考へるのか、いろいろ考へ方があつたりかと思ひますが、そういうものが一緒に解決したいというやうな体制なら、一緒に解決したいというふうに私としては考へておるわけでございます。と申しましたが、農政上きつめて大きな問題でもございしますので、そういう一掃での解決がもし困難であり、あるいはある程度時間がかかるというやうなことでございしますれば、おっしゃいますやうに、とりあえずの解決方法というものを考へざるを得ないというふうになつてゐます。

○湯山委員 これは懸案でございますから、ひとついままのやうに早急に御解決を願ひたいと思ひます。次には対象団体ですが、これはもう充足當時から附帯決議、附帯決議できておつて、そしてあるいはこの年金に加盟できるのではないかと、希望を持って七年間推移してきた。しかし、いまだにそういうことについて何の結論も出ていないという事であつて、これは不親切でもあるし、また一方、待つておる人にとつても耐えられないことだと思ひます。一体、この対象団体の拡大という事はできるのですか、できないのですか。結論的にひとつます伺ひます。

○和田(正)政府委員 たとえば三十九年のこの法律の改正案の際の両院の附帯決議の御趣旨にも、そのことが盛り込まれておられて、衆議院のこの委員会では「公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なつてゐるものについて、希望がある場

合には」という表現を用いておられますが、実はその希望があるものだけをとりますと、現在私どもの手元に届いておられますだけで二百四十近い団体が希望の申し出をいたしておられて、その中には、職員の数も五人、六人というやうな団体もございしますし、さらにそれらの人をしきりに調べてみますと、わりあいしつちゅう職員がかわつておるやうな団体もあつたりいたしまして、どうもこの附帯決議の御趣旨のやうに、希望があればみな入れるというやうなことで、ある意味では、年金の当事者も掛け金の徴収に事務上いろいろ困難を来たすとか、非常にバラエティーに富んだ団体でございますので、なかなか処理をいたしかねておるわけがあります。昨年来たし小委員会のやうなものがございまして、いろいろ加入を認める基準などの御検討をいたしたいやうでございますが、どうもまだ最終的結論に到達をいたしていません。私どもとしては、希望がたとへ多にしろあるわけでございますから、その中からすぐこの年金制度に取り込むに適用しておるやうな団体を、何らかの基準を設定して、明確な処理をいたしたいというふうに考へておる次第でございますが、残念ながら、今回の政府提案までには、そのやうな基準を明確にいたすことができなかったわけでございますが、なお引き続き検討いたしまして、おっしゃるやうに、いつまでも引っぱるることなく、早急に結論を出して決着をつけたいと思ひておるわけでございます。

○湯山委員 過去において小委員会等で検討したという事実がございしますか。

○和田(正)政府委員 農林委員会の小委員会という意味ではなくて、私どものほうでという意味でございます。

○湯山委員 そういう小委員会では結局結論が出なかつたわけですね。そうすると、今後早急に結論を出したいといつても、さきに小委員会をおつくりになつて検討して結論が出なかつた。また同じことを繰り返すのではないかと、いろいろ心配はございせんか。

はいくまい、これは計算の上だからということですが、私も、少なくともそれを下回るようなことがあつては、ほんとうにこの趣旨の運営はできないだらうというように思います。したがつて、少なくともいまおつした五、六分は来年度は増額する、そういう決意で臨まれる必要があると思ひますが、これも今度は政務次官のほうからひとつ御決意を含めて御答弁いただきたい、質問を終わりたいと思ひますが、いかがでしょう。

○飯谷政府委員 目標は、やはり公務員というものを目標に置いて努力しなければいけません。それから逆算をすれば大体どの程度の財源が必要だということ、湯山先生一番御承知のとおりでありまして、われわれはその目標に近づけるために、財源獲得に努力することは当然であります。ただ、一挙に来年度すべてそれが可能かどうかということについては、これはもう御承知のとおりだと思いますが、最善の努力をいたしていただくことは当然だと思います。

○湯山委員 私はこれで終わります。

○倉成委員長代理 玉置一徳君。

○玉置委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部改正につきまして、大体質疑も尽くされておると思ひますけれども、覚といいたしましても、重要な問題でありますので、簡潔に政府に御質問をしておきたいと思ひます。

私たちは、去る四月十九日に、この問題につきまして、次のとおり政府に申し入れをしておいたのであります。すなわち、スライド原則の新設にあたりまして、具体的にどのようにするのか、この機会に明示をしていただきたい。二番目には、旧法期間にも新法の給付率を適用するように配慮していただきたい。三番目には、既裁定年金の最低保障額につきまして、政府案は根拠に乏しく、低きに過ぎるようには思ひますので、厚生年金等と均衡するよう引き上げてもらいたい。さらに既裁定年金の最低保障額の引き上げに伴ひまして、組合員期間二十年となつておりますが、その該当者はきわめて少数である実態にかんがみまして、年

数制限を廃止していただきたい。さらには既裁定年金につきまして、旧法期間にも新法の給付率を適用するよう配慮していただけないかどうか。四番目に、今次の改正は、国家公務員共済組合その他と給付条件を同じくするよう配慮されておられますけれども、国家公務員共済組合、私学教職員の共済組合等と比べて、掛け金率のほうで非常に高い。こういう点をお考えいただきたい、政府は整理資源として特別な助成をなして、掛け金、給付ともに他の制度と均衡のとれるように措置をしていただきたい。五番目には、かねてから問題になつております対象団体の範囲をすみやかに拡大していただきたい。こういう各項につきまして要望を申し入れたのであります。それに従ひまして簡単に質問をしていきたい、かように思ひます。重複するところもあると思ひますけれども、具体的に簡潔に御説明いただければしあわせだと思ひます。

そこで、第一番のスライド原則の新設でございますが、当然のことでありまして、これを認めていただいたことも非常にけっこうだと思ひますのでありますけれども、一体その実施はどのようによつていくおつもりかどうか、この点について見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 スライド原則の規定は、玉置先生すでに御承知のように、厚生年金法、船員保険、国家公務員、地方公務員、国民年金法等にも同様の趣旨の規定がすでに設けられておるわけでございます。この農林年金につきましても、二月十八日に国会に御提案をいたしました旧令の共済組合法の改正関係法律で、この農林年金法にも同趣旨の規定を入れることになつておるわけでございますが、それぞれの各種の共済制度に共通の規定になりまして、制度としては整備をいたします関係で、現在関係各省の間で共済年金全体につきまして連絡会議等を常に行つておられまして、連絡協議等もいたしておるわけでございます。現在、厚生省が中心になりまして、外国の制度等の研究もいたしながら、各種の制度全体として共通の方針を打

ち出すために検討をいたしておるわけでございます。なるべく早くそれらの結論を得て、一定の基準に達したときには給付内容を直していくというふうな措置がとれますように、現在進めております関係各省の検討を二、三早く進めてまいりたいと思ひます。いまは具体的に、たとえば物価が何物上がったらどうするのだというふうにお答えできる段階ではございませんが、政府部内における研究を二、三早く進めて、なるべく早く成案を得たいというふうに考えております。

○玉置委員 よくわかりました。大体次の国会くらいまでには間に合うように詰めていく御方針かどうか、この際、お伺いしたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 ちよつと時期的な見通しは何とも私の口から申し上げかねるのでございまして、次の国会という段階には、すぐそれに伴つての内容の改善までの具体案は出にくいのではないかとこのように考えております。

○玉置委員 せっかく認められた原則でありますので、その適用の方法を一日もすみやかに具体的に御提案ができるようにひとつ御努力をお願い申し上げます。次の問題に移りたいと思ひます。

二番目に申しました、旧法期間にも新法の給付率を適用してもらいたいというところは、団体の強い要請でございますが、なかなか困難なことも私たちがわからないことではないのでございまして、この際、こういうものは実現が不可能かどうか、不可能とすれば、それはどういふ理由で、理論的にどうで、実際上はどうなんだというように、ひとつ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○和田(正)政府委員 御承知のように、旧法期間の給付率は三三・三%で、新法期間の給付率は四〇%ということになつておるわけでございます。団体側の要望も、三三・三%でございまして旧法期間に新法期間の給付率四〇%を適用してほしいという要望であることも、御承知のとおりでございますが、現在やはり国として各種の共済制度の横のバランスということをお考えますと、いずれもが旧法期間について三三・三%という給付率を採用

いたしております関係で、現段階におきましては、農林年金だけを四〇%の給付率に改めて法案として提出をするという段階になつておらないわけでございます。今後とも国全体としての制度のバランスを考えながら、できるだけ給付の内容をよくしていくということは当然のたてまえでございまして、そういう方向で検討と努力は続けてまいりたいというふうに思ひます。

○玉置委員 そうしますと、その他の年金法との均衡上、いまのところやむを得ない、しかしながら、給付の改善という点を考えましたときに、その他の年金法と均衡した姿勢でもつてこの改善に努力したい、こういう御意向だと思ひます。農林年金だけじゃなくて、その他の年金につきましても、私たちが国会は今後この改正の努力を続けていきたいと思ひますので、農林省の当局としてもその点をお考えいただきたい。今後とも研究をお続けをお願いしたい、かように思ひます。

そこで、三番の、既裁定年金の最低保障額につきまして、政府案の根拠がどこにあるのか、あげてはいただいたけれども、確たる根拠があるやには思ひませんのであります。なお低きに過ぎるような感じがいたします。厚生年金等と均衡するようこの引き上げを実施していただきたい、こういう要請につきましては、どういふようにお考えでございますか。

○和田(正)政府委員 既裁定年金の最低保障額につきましては、御承知のように、退職年金と障害年金が六万円、遺族年金が三万円ということ、今回御提案を申し上げておるのでございまして、この年金法を国会に提案をいたします以前に、すでに政府原案として提出をされておりました恩給法の改正法案で、やはり六万、三万という制度をとりました。国家公務員の既裁定年金者についてそういう最低保障をいたすことになつておりましたので、政府としては、全体の均衡上、そういう数字でこの年金についても御提案を申し上げておるわけでございます。でございますので、その理由はとおっしゃれば、やはりなるべく勤務年限の長

ないじゃないかというものも十や二十はあるわけでありませぬ。だから、まずだれが見てもいいと思ふよりよなもの先にとつておいて、あと問題のやつをまた審議を尽くしていくという方法もあると思ひます。農林省のいまのやり方は満点をいこうと思つておられるけれども、私は、拙速をとらぶという方法も一つの方法じゃないかと思ふ。拙速の拙は要りませぬけれども、だれが見てもこれは当然であるという問題は、早く片づけていっていいじゃないか。しかもこれは法律事項でも何でもありませんから、行政行為だと思ひますので、そういう意味ではすみやかにやつていかれることが望ましい、こう思ひますが、局長、いかがでありますか。

○和田(正)政府委員 この法律で加入団体の制限列挙をいたしております関係で、新たな加入を認めるといふと、やはり法律に何らかの根拠を求めなければならぬのでございませぬ。現在いろいろ加入を希望いたしております、いま玉置先生も一、二例をおあげになりましたが、その団体は、いずれもいわゆる民法の規定による法人でございませぬので、名称禁止規定とかそういうものがございませぬので、したがって、いまある団体をそのままとらえて、それを直接に法律で指定をする、あるいは政令で指定をするというふうなことをいひましても、同じような名前のもを他の団体がまた使ひだしますと、その間に区分ができないというふうな問題もございませぬ。技術的にもなかなかめんどろな面があるわけございませぬ。非常に目をかけておられて、申しわけございませぬが、そういう技術面も含めて、本年度中には、できるものはできる、できないものはできないというふうにはつきりいたしたいということ、検討を進めてまいりたいと思ひておられます。

○玉置委員 今度の農林年金の政府から御提案されましたものにつきまして、その間、委員会の審議を通じ、各党の折衝を続けられまして、なお修正を加えていっていただくような方向に進みつつ

あることを非常に多とするものでありますが、大體が財源の少ない団体の職員であり、しかも一般公務員、地方公務員等に比しまして、給与も低いのが実態だと思ひます。そういうような意味では、ようやく文章上の均衡がとれましても、その母体となる給与そのものが低いので、ひとつ十分農林省のほうで御配慮いただきまして、この方々が安心して業務につけるようにお考えをいただきたい。と同時に、今日まである程度いさゝかを整えてまいたつたわけございませぬが、初めにこの問題に当たりましたときに非常に弱つたのは、給与体系がそれぞれ区々であります。こういう給与体系を、民間団体のことでありますので、行政機関でもつてどうしろとかこうしろということではできないと思ひますけれども、長い目で見た給与の体系というふうなもの、ひとつ一緒に考えることによりまして、ほんとうに長い将来には、年金制度その他の諸制度の恩典に非常にはまりやすいような形に御指導いただくことが、この際望ましいのではないかと、こういふふうに思ひますので、特にこの点もお願ひを申し上げて、非常に簡単であります、私の質問を終わつておきたいと思ひます。

○倉成委員長代理 林百郎君。

○林委員 最初に、今年の四十一年度でけつこうですが、掛け金の総額は幾らの計算になりますか。

○和田(正)政府委員 四十一年度の掛け金収入が百七億三千三百万ぐらいです。

○林委員 念のために、四十年度は幾らだったか、それから政府の補助金ですが、四十年度の十五は幾らで、もし改正法の百分の十六になると、幾らになつて、幾らの増額になるか。

○和田(正)政府委員 四十年度の掛け金収入は九十一億七千七百九十九万九千九百九十九、九十九年六十八億七千九百九十九万九千九百九十九、それに対する補助金は四十年度で二億七千二百二十万三千円、それから四十一年度が三億六千二百七十五万五千円あります。

○林委員 この三十九年、四十年、四十一年と掛け金の総額が上がつてくるのは、これは給料の等級が名目的に上がつてくるから、掛け金の収入が上がる、その解釈していいのですか。

○和田(正)政府委員 給与の点もございませぬが、組合員数が毎年増加をいたしております。その関係のほうに影響としては大きいと思ひます。

○林委員 それから四十年度の具体的な支払い金の総額は幾らであつて、四十一年度は予算でどのくらいになりますか。

○和田(正)政府委員 四十年度はまだ決算が最終的に終わつておりませぬので、予算額で恐縮でございませぬが、十八億四千四百六十八万五千円、それから四十一年度の予算額は二十二億六千六百九十九万五千円でございます。

○林委員 そうしますと、現在の積み立て金の総額は幾らですか。四十一年三月末のがあるでしょうか。

○和田(正)政府委員 四十一年度の期末の見込み額が三百七十九億五千三百四十五万九千九百九十九円あります。

○林委員 私のほうの共済組合の年金情報ですと、四十一年三月現在では四百二億になつていますか……。

○和田(正)政府委員 私、いま四十一年度と申し上げましたが、四十年度でございませぬので、訂正いたします。

○林委員 去年のだね。ことしの三月末はわかりませぬか。

○和田(正)政府委員 まだ四十年度の精算が終わつておりませぬので……。

○林委員 ここにことしの五月一日付農林漁業団体職員共済組合発表の数字があつて、これを見ますと、四百二億、四十一年三月末現在という数字が出ておりますが、これは農林省のほうでは握つていませぬか。——握つてない。

それじゃその次の質問に移りますが、農林年金の制度ができて今日まで、政府が補助金として出した金額の総額、それから今日までの給付した金、

支払いした金でもけつこうですが、総額は幾らになりますか。

○和田(正)政府委員 年次別の資料がありませんので、ちよつと計算をいたしてお答えをいたします。

○林委員 それじゃ時間の関係で次の質問に移ります。そのくらのものは用意しておいてもらいたいですよ。いままで政府が農林年金制度ができてから幾らの金を出しているのか、いままでの支払い金の総額幾らということが出なければ、運用の内容がわれわれ国会で審議できなくなるでしょう。

では次の質問に移りますが、積み立て金運用の機構です、これはどういふ機構になつていられるか、まずそこを聞きましよう。積み立て金運用の機構です。

○小山説明員 機構というのは、積み立て金運用の制度ではなくて……。

○林委員 積み立て金運用のほうです。

○小山説明員 積み立て金はどういふことに運用できるかということですか。

○林委員 それを運用する機構ですよ。どこがどういふ責任を持つてその運用をしているかということなんです。共済組合なら共済組合でいいです。

○小山説明員 それは共済組合の理事長の責任でやつております。

○林委員 共済組合の人選ですが、共済組合の理事者ですか、それはどのようにして選出されているのですか。

○小山説明員 理事長は理事長として選挙をされます。それからその他の理事はその他の理事として選挙をされます。

○林委員 そうすると、いま理事が何人で、そのうち、従業員というのか、理事者でない側の人たちは、何人その中に参加しているのですか。——ちよつと説明しますがね、私別にあなた方を苦しめるために質問しているわけじゃないです。積み立て金を民主化せよということは、組合員側からの一貫した要求なんです。民主化するにはいろいろ

ういまは解散する清算手続に入っているのではな
いかと思います。事業はもうすでにやめておりま
す。

○林委員 あなた方福利施設とかなんとか言うけ
れども、そんなゴルフ場なんかこれを使ってい
て、一体職員が納得できますか。しかもその
の経理の内容も、委託制度で、ちつとも皆さんは
直接的な監視をしない。

私、この前も質問したのですが、湯河原の向島
園というのが知っています。これは、一泊どれくら
いだかあなた方知っていますか。調べたことがあ
るのですか、ちつと調べてみてください。

○小山説明員 宿泊料の資料を手元を持っており
ませんので、確かなお答えはいたしかねます。

○林委員 安くないので、組合員が千五百円から
二千円です。農協の職員が湯河原に行つて一泊
二千円なんて……

それから、今度できた九州の、ここにはバーな
ぞつくつて——バーへ行きたい人があるかどうか
知らぬけれども、そういうことをあなた方も少
し目をつけるわけにいかぬですか。

それでは、この向島園の支配人の松島文子とい
う人はどういふ人だか、身元は調べたですか。何
にも知らないんだ。あなた、だめだよ。

○小山説明員 そこまでよく……

○林委員 調べてないのでしょ。こ
ういふ向島園だとか、そのほかのゴルフ場だ
とか、そういうものの具体的な経費、これはどう
やっていますか。委託経営にしている。それ
で独立採算にする。その委託経営を受ける団体
は、どういふ団体があるのですか。どういふ団体
が委託経営を受けるわけですか。

ば、いま言った向島園だとかゴルフ場だとか、今
度新しくできた九州の施設にバーがあるとか、そ
ういふことをあなた方は知っているし、少なくとも
も年金のまじめな運営からいって、そんなこと
許されませんか。どうしてそういうことを放置して
おくのですか。一体、乏しい職員が家族連れで行
く旅館に、しかも福祉施設に、何でバーをつくる
必要があるのですか。(あつてもいいじゃないか
と呼ぶ者あり)それはあなた方にはいいかもしれ
ないけれども、農協の職員がそんなところ
に行つて、むだな金を使つて、家庭の不和を起
すだけじゃないですか。万一間違ひでもあつたら
どうします。(夫婦で行けばいい)と呼ぶ者あ
り)夫婦で行けばいいおけない。そういうことを
どのようにして握つておられるのですか。

○小山説明員 福祉施設の経営状況につきまして
は、農林年金の共済組合のほうを通じて、主として
経営内容の数字を毎年取つておられますけれども、
いま先生の言われましたような、おそらく九州の
阿蘇の保養所であろうと思つて、どういふ姿
のバーがあるのかはまだ詳細存じませんので、調
べました上で……

○林委員 この前私が質問したときも、この湯河
原の向島園の支配人の松島文子という人物は若干
問題がある、何か個人的なつながりだ、こゝへ連れ
てきているという風評があるから、これは厳格に
調査して、職員の積み立て金運用の民主化という
要望にこたえる必要があるのだということを私は
質問しているのです。これは速記録にも残ってい
るのですけれども、その後農林省のほうでは調査
したことがあるのですか。この向島園の運営につ
いてです。

○仮谷政府委員 いろいろ組合員のための福利厚
生施設というりっぱな名目をつくられる施設が、
現実には運営の面ではいろいろと疑惑を持たれ、
あるいはまた感心しない面が確かにあることは、
私も承知いたしております。ただ、組合の指導
監督等はいたしてありますが、組合自体がやつて
おる事業については、実は徹底した監督まで行き

届かない面も確かにあつたと思つております。今後は
十分そつとつた面も留意をいたして努力をいたし
てまいりたいと思つております。

○林委員 それでは私ここで資料要求しますが、
これは国会の審議の必要等がありますから、どう
いういきさつでこの人が支配人になつたか、どう
いう経歴の人か、資料を私のほうにください。そ
れから阿蘇の新しくできた建物のバーの経営はど
ういふ人が来てやるのか、それを私のほうに資料
をください。いいですか。

これはこまかいことを言うようですけれども、
御承知のとおり、職員からできていた農協労働の
ほうから、第一には、積み立て金は組合員の福祉
に振り向け、民間などへの投資をやめてもらい
たい。第二は、積み立て金は自主的に運営して、政
府が法律的に政府保証債を取得するようなことを
大蔵省の指図のもとにたがをはめるのはやめて、
自主的な運営にまかしていただきたい。三としては、
資金運用に組合員の代表を参加させたい。

第四としては、組合員の福祉に役立つような
団体への貸し付けはやめてもらいたいという強い
希望があるわけですが、これは三十万職員が、他の
労働者に比べては安い賃金の中から、しかも高い
率の掛け金を出しているのですから、私は無理な
いと思つております。その運用が、こんな小さな
国会の審議にも耐えられないような運用だと思
うのです。それに持ってきて、政府の補助金が、
野党の諸君が要望するよりなものは全然何一つ満
たされないと、いふことになれば、この制度自体が、
金融債や独占の利益のための投資資金を政府に握
らせる、そのためにこつくりからくりがある、二
十年も先のわずかな年金をえさにしてやるのだと
いうよりな本質だといわれてもしかたがないじゃ
ないでしょうか。

そういう意味で、私はこれで質問を終わります
けれども、少なくとも野党全体、社会党の皆さん
もそうです、労連もそうですけれども、要求し
ておる完全通算の問題、それから国の補助金の大

幅増額の問題、それから掛け金率の組合員側の負
担を理事者側の諸君よりは軽くしろという要求、
それから積み立て金の民主的な運営、掛け捨て制
度をやめること、それから労働組合側の職員を積
み立て金の運営に参加せよという要求、これ
は約束の時間がありませんので、一々聞く時間があ
りませんから、私は打ち切りますけれども、そう
いうことをもつと真剣に考えてやる必要があるの
じゃないか、こつくりうふうに思つております。

最後に、その問題でひとつお聞きしたいのは、
国の補助金の大幅増額、このうちのスライド制を
なぜ明記できないのか、この年金制の中に、あな
た方からいへば、どの法律のどこにこゝろあるか
ら、その精神は貫かれると云うのだが、それなら、
この条文の中に明記していいじゃないでしょうか。
それがどうして明記できないのかということが一
つと、それから掛け捨ての制度、われわれの側か
らいう掛け捨て制度ですね。二十年までというワ
クと、五十五歳のほうは今度減額支払いの制度が
設けられましたけれども、掛け捨てになつてしま
う。これは制度といつてはなんですが、掛け捨て
になつてしまふということ、これはやはり救済し
てやらなければいかぬじゃないか、この点どう考
えるか。それから組合員——私は組合員とよく言
いますけれども、理事者側でない職員、諸君の負
担率を理事者側の諸君の負担率よりは低目にして
やる。この三つの点について、政府側の見解を聞
きたいと思つております。

○和田(正)政府委員 第一点のスライド制の原則
は、この法案ではなしに、昭和四十年年度における
旧令による共済組合等からの年金受給者のための
特別措置法等の規定による年金の額の改定に關す
る法律等の一部を改正する法律案をすでに二月十
八日に政府が提案をいたしておりますが、その法
案の中で、この法律の中へ一条の二として加える
ように提案をいたしてございます。

それから第二の掛け捨ての措置のことにつきま
しては、農業法人の場合に、一生農業経営に従事
しておる法人の会員がおれば、おっしゃるような

幅増額の問題、それから掛け金率の組合員側の負
担を理事者側の諸君よりは軽くしろという要求、
それから積み立て金の民主的な運営、掛け捨て制
度をやめること、それから労働組合側の職員を積
み立て金の運営に参加せよという要求、これ
は約束の時間がありませんので、一々聞く時間があ
りませんから、私は打ち切りますけれども、そう
いうことをもつと真剣に考えてやる必要があるの
じゃないか、こつくりうふうに思つております。

最後に、その問題でひとつお聞きしたいのは、
国の補助金の大幅増額、このうちのスライド制を
なぜ明記できないのか、この年金制の中に、あな
た方からいへば、どの法律のどこにこゝろあるか
ら、その精神は貫かれると云うのだが、それなら、
この条文の中に明記していいじゃないでしょうか。
それがどうして明記できないのかということが一
つと、それから掛け捨ての制度、われわれの側か
らいう掛け捨て制度ですね。二十年までというワ
クと、五十五歳のほうは今度減額支払いの制度が
設けられましたけれども、掛け捨てになつてしま
う。これは制度といつてはなんですが、掛け捨て
になつてしまふということ、これはやはり救済し
てやらなければいかぬじゃないか、この点どう考
えるか。それから組合員——私は組合員とよく言
いますけれども、理事者側でない職員、諸君の負
担率を理事者側の諸君の負担率よりは低目にして
やる。この三つの点について、政府側の見解を聞
きたいと思つております。

○和田(正)政府委員 第一点のスライド制の原則
は、この法案ではなしに、昭和四十年年度における
旧令による共済組合等からの年金受給者のための
特別措置法等の規定による年金の額の改定に關す
る法律等の一部を改正する法律案をすでに二月十
八日に政府が提案をいたしておりますが、その法
案の中で、この法律の中へ一条の二として加える
ように提案をいたしてございます。

それから第二の掛け捨ての措置のことにつきま
しては、農業法人の場合に、一生農業経営に従事
しておる法人の会員がおれば、おっしゃるような

幅増額の問題、それから掛け金率の組合員側の負
担を理事者側の諸君よりは軽くしろという要求、
それから積み立て金の民主的な運営、掛け捨て制
度をやめること、それから労働組合側の職員を積
み立て金の運営に参加せよという要求、これ
は約束の時間がありませんので、一々聞く時間があ
りませんから、私は打ち切りますけれども、そう
いうことをもつと真剣に考えてやる必要があるの
じゃないか、こつくりうふうに思つております。

例が将来起こる可能性があり得るわけでございます。その点につきましては、先ほど湯山委員からのお尋ねもございましたので、国民年金制度等との関連なり、あるいは在職中に支給する方法なりにつきまして、今後検討いたしてまいりたいというふうにお答えを申し上げておるわけでございます。

それから第三におっしゃいましたことは、たしか今後年金の余裕金運用等に当たって……

○林委員 掛け金率の問題。

○和田(正)政府委員 掛け金率については、従来法律で折半をするというふうに定められておるわけでございますが、掛け金の負担を国庫補助との関係の中で引き下げを今後考えていくような場合に、十分その点も考慮して検討いたしてまいりたいと思ひます。

○林委員 それでは時間が参りましたので、私の質問は終わりますけれども、結局結論を申し上げますと、先ほどの局長の答弁にもありましたように、四十一年度の掛け金総額百七億、このうち、政府は三億六千万、これはほんの三分程度のひも——われわれはひもをつけると言ひますけれども、この程度のことでは七億を握る。そしてそれを金融債、電電社債あるいは地下鉄の交通債とかいうようなものへ投資している。それからさらには、私は、いまから十年後の昭和五十年ごろになれば、積み立て金総額は千五、六百億になると思ひます。これはもし違つていたら、政府から答弁してもらひたい。こういう膨大な金を政府が握つていく。一方掛けている人は、二十年ですから、いま二十から三十の人がこれから二十年掛けていく。二十年先まで佐藤内閣が続くわけでもないし、第一、あなた方が農林省にいるわけでもないし、政府だつていまのような自民党の政府かどうかかわらない。その二十年先にはこの年金をくれてやる、退職年金なりをくれてやるということでも積ませて、そして毎年毎年百億くらいものを、政府が三億くらいひもで積ましていく。そうしてこれから十年後には千五、六百億になる。その金の運用が

いま言ったようにほとんど金融債だ。しかも組合職員、従業員側の職員の諸君の要求がいられないうことになれば、これは皆さんが大きな資本家へ投資する金を政府に握らせるからくりとして、この年金制度を考えている、そうしか言えないと思ひます。そうでないなら、もつとわれわれの要求をいれるように真剣に努力すべきだと思ひます。私はそう考えますので、これを申し上げます。答弁があるなら答弁を聞くし、私の質問をこれで終わらせてもらひます。

○中川委員長 次会は明十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

